

令和8年度 認可外保育施設講習会

東京都福祉局
子供・子育て支援部保育支援課

認可外保育施設と東京都の主な関わり

◆指導監督基準

◆指導監督基準を満たす旨の証明書

◆立入調査

指摘事項があった場合、改善状況報告書を提出

◆巡回指導

◆届出

設置届、変更届、休止・廃止届

◆報告

定期報告、事故報告、長期滞在児の報告等

認可外保育施設の指導監督基準について

◆認可外保育施設に対する指導監督の根拠

- 児童福祉法

- 認可外保育施設に対する指導監督要綱（東京都）
（昭和57年6月15日56福児母第990号）

◆認可外保育施設の設備・運営に関する基準

- 認可外保育施設に対する指導監督要綱（東京都）

 - 別表1 「認可外保育施設指導監督基準」

 - 別表2 「評価基準」

◎参考：東京都福祉局ホームページ

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/shidoukantoku-kijun/youkou050401.html>



認可外保育施設指導監督基準を満たす 旨の証明書の交付について

- ▶ 児童福祉法第59条に基づく立入調査の結果、国の「認可外保育施設指導監督基準」の項目を全て満たしている施設に対し、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」（以下「証明書」という。）を交付しています。



証明書交付対象施設

- 証明書を受けることができる施設は、児童福祉法第59条の2第1項の規定により都道府県知事等への届出が義務付けられた施設です（顧客、親族の乳幼児のみを預かる施設は対象外）。
- 証明書交付後、基準項目を満たしていないことが確認された場合や施設を移転した場合は、原則として証明書の返還を求めます。

施設種別	証明書 交付対象	備 考
以下のどの施設にも該当しない施設	○	
ベビーホテル	○	
事業所内保育施設（企業主導型保育事業以外）	○	
院内保育施設	○	
企業主導型保育事業	○	
居宅訪問型保育事業	○	
店舗等において顧客の乳幼児を対象とした 一時預かり施設 （例）自動車教習所、スポーツ施設、歯医者等 の一時預かり施設	△	顧客の乳幼児以外の乳幼児を受け入 れている場合は証明書交付対象
臨時に設置された施設	×	
親族間の預かり合い	×	

「証明書」の効果

- ▶ 都道府県知事等から証明書を交付された施設については、その利用料（保育料等）に係る消費税が非課税となります。

※消費税に関する質問については所轄の税務署にお問い合わせください。



保育料無償化制度

- 国が行う「幼児教育・保育の無償化」によって、認可外保育施設の利用料が下表の金額まで無償化されます。

年齢区分	令和8年9月まで	(引上げ額)	令和8年10月から
3～5歳児	月額37,000円	(+3,300円)	月額40,300円
0～2歳児 ※住民税非課税世帯	月額42,000円	(+3,700円)	月額45,700円

- 昨今の物価上昇・賃金動向等も踏まえ、保護者の経済的負担を軽減し、子供の育ちを一層支援するために、無償化の上限額が見直されました。
- 本見直しの趣旨を十分にご理解いただき、合理的な理由のない利用料等の引上げを行わないよう、お願いいたします。
(今後、フォローアップや確認調査を実施予定です。)

保育料無償化制度

- 保育料無償化の対象となる認可外保育施設は、国が定める基準（認可外保育施設指導監督基準）を満たすとともに、所在する区市町村から無償化対象施設として「確認」を受ける必要があります。

※ 利用者がお住まいの区市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

- 区市町村によっては、東京都の制度等を活用し、国の上限額を超えて利用料の助成を行っている場合があります。詳しくは区市町村にお問い合わせください。

巡回指導について(1)

- 東京都では、認可外保育施設の保育サービスの質の向上を図り、児童の安全と保護者の安心を確保するため、巡回指導を実施しています。
- 巡回指導員が施設を訪問し、届出内容や保育内容等のうち、職員配置、食事や午睡時の保育、衛生面等を中心に指導・助言をしています。
- 巡回指導の実施に当たっては、原則、事前に巡回指導員が電話にて連絡をします。事前の連絡をせずに訪問する場合があります。
- 巡回指導員は身分を証明する証票を携帯していますので、必要に応じてご確認の上、巡回指導にご協力をお願いします。

◎参考：東京都福祉局ホームページ

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/zyunkaishidou.html>



巡回指導について(2)

➤ 主な指導・助言事項

- ✓ 構造設備等に危険な箇所がある（物の落下防止策の不備等）
- ✓ 保育室や調理室及び便所等設備、寝具や遊具の衛生の確保が不十分
- ✓ 施設及びサービスに関する内容の見やすい場所への掲示が不十分
- ✓ 保育室内の定期的な点検が行われていない
- ✓ 関係機関への緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていない

東京都への届出について

✓認可外保育施設の設置者は、当該施設の事業開始から1か月以内に必要な事項の届出が必要です（児童福祉法第59条の2第1項）。

また、届け出た事項に変更が生じたとき又は事業を休止若しくは廃止したときについても、1か月以内に届出が必要です（同法同条第2項）。

新たに施設を設置した場合	設置届（必要な添付書類含む）
施設を移転した場合	変更届（必要な添付書類含む）
東京都の区域外※ ¹ へ施設を移転した場合	廃止届（転出先の自治体に設置届の提出必要）
東京都の区域外※から施設を移転した場合	設置届（必要な添付書類含む）
施設の名称、設置者、管理者（施設長）、連絡先を変更した場合※ ²	変更届
設備の規模・構造を変更した場合 （増設、増床等による面積変更、避難設備等の取付け等）	変更届（必要な添付書類含む）
施設を休止若しくは廃止した場合	休止・廃止届
休止している施設を再開した場合	設置届（必要な添付書類含む）

※1：他の道府県、中核市、児童相談所設置区

※2：設置者の代表者の変更については届出不要

<届出先>

SDX子供・子育て事業者ポータル（子子部ポータル）

※上記ポータルからの提出が厳しい場合は、LoGoフォーム等により提出してください。



◎詳細は東京都福祉局のホームページをご確認ください。

東京都への報告について

- ①運営状況報告
- ②事故報告
- ③長期滞在している児童の報告

①運営状況報告(1)

- 毎年10月1日※を基準日として、施設の運営状況を東京都に報告してください。

※10月1日が休業日の場合は、直後に運営した日を基準日とします。

- 報告形式
電子データによる報告

- 令和8年度の運営状況報告について
※報告期限：令和8年11月6日（金）

①運営状況報告(2)

➤記載漏れ・誤りが多い事項

✓施設番号（運営状況報告1ページ）

※不明な場合は、東京都福祉局のホームページに掲載の認可外保育施設一覧を御確認ください。

✓施設区分（運営状況報告1ページ14）

※利用児童のうち、一時預かりの児童が半数以上を占める施設は「ベビーホテル」に該当します。

※企業主導型保育施設は「事業所内保育施設」又は「院内保育施設」に該当します。「その他施設」ではありませんので御注意ください。

✓定員（運営状況報告1ページ23）

※定員を設定していない場合、現状の職員配置と設備を考慮し、同時に受入れ可能な最大の人数を記載してください。

②事故報告

✓下記の事案が発生した場合は、発生当日（遅くとも翌日）に東京都に報告してください。

➤ 報告の対象となる重大事故の範囲

- ・ 死亡事故
- ・ 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等
- ・ 自動車への置き去り
- ・ 食中毒事案
- ・ 園外活動時等における迷子、置き去り（自動車を除く）、連れ去り等の事案
- ・ その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような案件（児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される案件を含む。）

＜報告先＞

東京都福祉局 子供・子育て支援部 保育支援課 民間保育援助担当

電話：03-5320-4131

メールアドレス：ninkagaihoiku@section.metro.tokyo.jp



◎報告様式は東京都福祉局のホームページに掲載しています。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/todoke-hokoku/ninkagai_youshiki.html

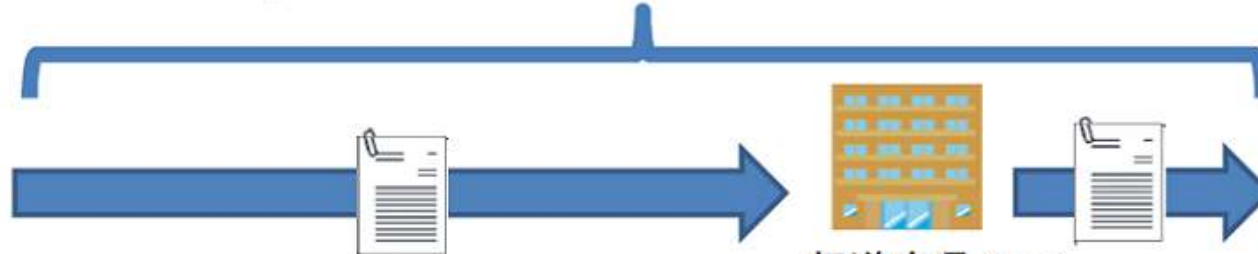
（※ページ下部の「報告様式」をご確認ください。）

報告の系統

- ①第1報:原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)
②第2報:原則1ヶ月以内程度 等



認可外保育施設(※1)



都道府県(※2)



こども家庭庁



消費者庁

※1認可外の居宅訪問型保育事業者を含む。

(企業主導型ベビーシッター等利用支援事業の実施事業者は、併せて全国保育サービス協会に通知すること。)

※2指定都市・中核市・児童相談所設置市を含む。

第1報:原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)

- ①第1報:原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)
②第2報:原則1ヶ月以内程度 等



企業主導型保育施設
(認可外保育施設)



都道府県(※)

児童育成協会



こども家庭庁



消費者庁

※指定都市・中核市・児童相談所設置市を含む。

(企業主導型保育施設は、併せて公益財団法人児童育成協会に通知すること。)

第1報:原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)

③長期滞在している児童の報告

➤ 24時間継続して概ね5日間以上施設に滞在している児童がいる場合、東京都への報告が必要です。

<報告先>

東京都福祉局 子供・子育て支援部 保育支援課 民間保育援助担当

電話：03－5320－4131

メールアドレス：ninkagaihoiku@section.metro.tokyo.jp

◎報告様式は東京都福祉局のホームページに掲載しています。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/todoke-hokoku/ninkagai_youshiki.html

(※ページ下部の「報告様式」をご確認ください。)



※入所児童について、虐待等不適切な養育が疑われる場合には、児童相談所や子供家庭支援センターに相談・通報する等の適切な対応を行ってください。

また、心身の発達に遅れがみられる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関と連携し、適切な対応に努めてください。

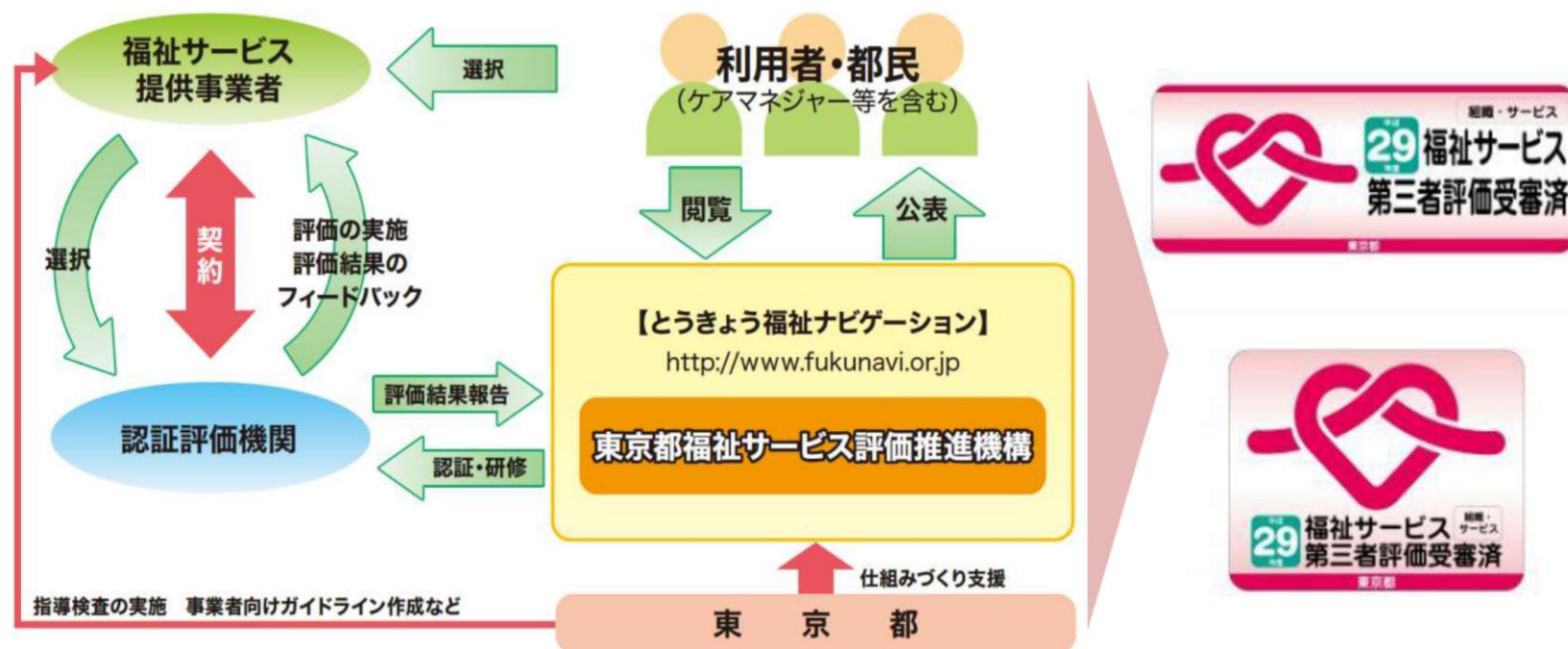
福祉サービス第三者評価について(1)

▶ 第三者評価の目的

- ✓ 第三者評価とは、第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者と事業者公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取り組みを促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指すものです。
- ✓ 認可外保育施設については、平成30年4月から評価対象となりました。

福祉サービス第三者評価について(2)

➤ 福祉サービス第三者評価の概要



➤ 第三者評価制度に関する問合せ先

東京都福祉サービス評価推進機構

(公益財団法人東京都福祉保健財団福祉情報部評価支援室)

電話：03-3344-8515



(最後に)

認可外保育施設を設置・運営する皆様へ

- ◆子どものため . . . 安全の確保・保育の質の向上
- ◆保護者のため . . . 安心できる保育環境の整備
- ◆職員のため . . . リスクマネジメント

認可外保育施設の運営にあたっては、認可外保育施設指導監督基準を遵守した運営をお願いします。

